

政治活動での使用を希望する皆様へ

政治的な活動を目的とした使用については、原則として認められます。ただし、施設の管理運営上支障のある行為は禁止行為とします。

【使用例】

- 公職選挙法に基づく選挙期間中の立候補者による使用（この場合は、立候補者が選挙管理委員会に届け出て、認められた場合、選挙管理委員会が使用申請をします）
 - 政党その他政治団体の構成員による研修または会議
 - 政党その他政治団体の申請による政策目的実現等の集会
 - 住民組織による政治学習会
 - 政党やその他政治団体または議員による議会報告会、政治学習会
 - 議会が主催する議会報告会
- 上記のように使用を認める場合であっても、次のような行為は施設の管理運営上支障があるため、禁止行為とします。

【禁止行為例】

- 施設の共用スペースへの政治的なチラシやのぼり旗等の配架、掲示
- 他の一般利用者に対し、勧誘したり、主義主張を説明したりする行為
- 特定の政党や政治団体、議員を非難したり、おとしめたりする行為
- この他、基本的人権を侵害する行為